

# 入院医療費は、 「DPC方式」により計算されます。

当院は、平成21年7月1日より、DPC対象病院となりました。このため、入院費の計算方法が変わります。

従来の入院医療費は、診療内容(薬・検査など)をひとつひとつ積み上げて合計する「出来高方式」と呼ばれる計算方法でした。

これが、「DPC方式」と呼ばれる治療内容に応じて設定された1日あたりの定額医療費を基本とした計算方法になります。(全国で1283の医療機関で実施中)定額医療費の中には、薬・検査など多くの診療内容が含まれていますが、手術や一部の処置については従来通りの「出来高方式」で計算されます。

外来受診の患者さまの医療費は、従来通りの計算方法です。また入院患者さまも、全てが「DPC方式」で計算されるのではなく、「出来高方式」方式となることがあります。詳しくは、以下をご覧ください。

## Q 『DPC方式』とは、どういう計算方法ですか？

A 右の図のように1日当たりの定額医療費が決められており、この中には、薬・検査・レントゲンなど多くの診療内容の費用が含まれます。このように、ひとつひとつ合計するのではなく、包括してまとめて評価する計算方法をいいます。なお、手術料、内視鏡検査、リハビリ料などについては、定額医療費には含まれず個別に計算されます。

## Q 1日当たりの定額医療費は、

どのように決められるのですか？

A 患者さまひとりひとりの病気(傷病名)をもとに、薬や手術・処置の実施状況を合わせて、主治医が約1500種類の包括金額の中からあてはめを行います。

## Q すべての入院医療費が、『DPC方式』で計算されるのですか？

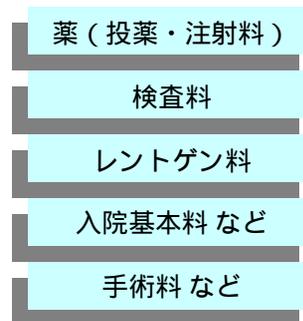
A 定額医療費は約1500種類が定められていますが、主治医は無理に当てはめるのではなく、該当しない場合は従来の方法で計算します。又、『DPC方式』の計算に該当しても、入院期間が著しく長い場合には従来の方法に切り替わる場合もあります。

又、平成21年6月30日以前から入院している患者さまは、2ヶ月間は従来通りの計算方法となり、9月1日より包括評価の該当を判断します。

## 従来の計算方法

### 『出来高方式』

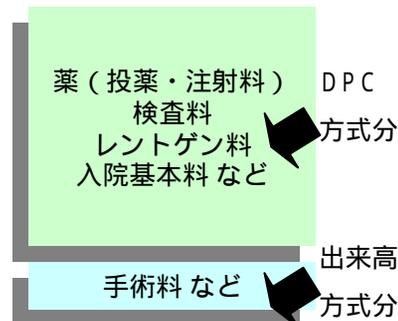
診療内容(薬・検査など)をひとつひとつ積み上げて合計する方法。



## 新しい計算方法

### 『DPC方式』

1日当たりとして定額医療費設定されています。この中には、薬、検査など多くの診療内容が含まれています。



## Q 実際の患者自己負担額は、どのように変わりますか？

A 患者さまの一部負担金の支払いは、保険証に記載されている負担割合(一般的には3割負担)となります。『DPC方式』でも従来の計算方法であっても、医療費の総額に対する患者さまの負担割合・高額療養費の取扱いは、従来通りとなります。

## Q 入院中に病状の変化した場合は、どのように計算されますか？

A 『DPC方式』であっても月単位に請求書をお渡します。しかし翌月以降に、病状の変化、処置などの変更によっては、定額医療費も変更となることがあります。この場合は退院時に最終的に主治医が判断し、変更であれば入院日に遡って再計算し、退院時の会計において調整させていただきます。